

支援制度すどろく

2026年7月20日版 制作：弁護士 永野 海



DLページ

すどろくの順番に
検討してください



①被災ローン減免制度

(自然災害債務整理ガイドライン)



一定の預貯金、家財保険金
義援金、支援金などを手元に残したままローンを減額・免除。
信用情報にも掲載されません。

お問い合わせ先

お住まいの弁護士会
対象の人

災害救助法が適用された災害の影響で、**住宅ローン**など個人の債務の支払が難しくなった人。
自己破産の前に相談を

②災害援護資金貸付

(災害弔慰金法)



借入最大**350万円**
(全壊250万/半壊170万/
家財3分の1の損害150万など)

お問い合わせ先

自治体
対象の人

借入を検討している人
(**所得制限**があります)

返済期間10年/当初
3年間(例外で5年間)
は返済据置きで子も
かかりません

③応急修理制度

(災害救助法)



(2026年基準)
半壊以上の世帯 → **75.7万円**
準半壊の世帯 → **36.7万円**

お問い合わせ先

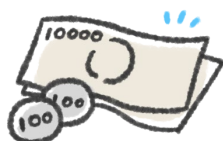
自治体
対象の人

準半壊以上で、自宅の
修理を考えている人

修理完了後、④の仮設
住宅や⑤の**公費解体**の利
用ができない運用に注意。
事前に自治体に相談を

⑥基礎支援金

(被災者生活再建支援法)



全壊世帯/解体世帯/長期避難世帯 → **100万円**
大規模半壊世帯 → **50万円**

お問い合わせ先

自治体
対象の人

下の各世帯にあたる人
解体世帯とは、**半壊以上**
や**敷地被害で建物了解**
体した世帯のことです
(単身は4分の3の金額)

⑤公費解体

(環境省の補助制度)



建物を**無償で解体・撤去**
(自費解体後の償還制度も)

お問い合わせ先

自治体
対象の人

建物が全壊になって
解体を考えている人
特定非常災害などでは
半壊以上の建物に対象
が拡大されることも

④応急仮設住宅

(災害救助法)



原則最長2年(特定非常
災害では延長可能性あり)
家賃無料(光熱費負担あり)

お問い合わせ先

自治体
対象の人

居住できる家がなく、
自分の資力では住宅
を確保できない人
半壊、二次災害の危
険、ライフライン途絶
の人が入居できることも

⑦加算支援金

(被災者生活再建支援法)



建設・購入 → **200万円**
修理 → **100万円**
民間賃借 → **50万円**

お問い合わせ先

自治体
対象の人

基礎支援金をもらった
世帯、中規模半壊世帯
で住宅再建をする人
(単身は4分の3の金額)
中規模半壊世帯は、左
の金額のそれぞれ半額
がもらえます

⑧災害復興住宅融資

(高齢者返済特例もあります)



建設・購入の融資
→ **半壊以上の世帯**
修理(補修)の融資
→ **一部損壊以上の世帯**

お問い合わせ先

住宅金融支援機構
対象の人

住宅の修理費用や
再建費用を借りたい人
借入時60歳以上なら
不動産評価の6割まで
借りられ、利息のみを返
済するリバースモーゲ
ー型融資もあります

⑨雑損控除

(所得税・住民税減免)



その年の**所得の10%を超える**
部分の損害額が所得から控除
される医療費控除に似た制度

お問い合わせ先

税務署に確定申告
対象の人

住宅・家財・車両・お墓
などの損害や災害関連
費の支出があり、税金を
減らしたい人。
家財の損害は金額不明
でも国税庁HPで金額の
推定がされています